| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１の１　指定居宅サービスの事業の一般原則 | □　指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。  ◆平１８厚労令３５第３条第１項  □　指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。　◆平１８厚労令３５第３条第２項  □　指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。◆平１８厚労令３５第３条第３項  □　利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。◆平２４府条例２７第３条  □　指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆平１８厚労令３５第３条第４項 | 適  ・  否 | 責任者等体制の有・無  研修等実施の有・無 |
| 第１の２　基本方針  ＜法第１１５条の３第１項＞ | □　介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。◆平１８厚労令３５第２３０条第１項  □　事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。  ◆平１８厚労令３５第２３０条第２項 | 適  ・  否 |  |
| 第１の３　暴力団の排除 | □　管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員ではないか。◆平２４府条例２７第４条  □　前項の事業所は、その運営について、暴排条例第２条第４号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。◆平２４府条例第４条 | 適  ・  否 |  |
| 第２　人員に関  　する基準  ＜法第１１５条の４第１項＞ | ※　以下の項目を除く項目で、特定施設入居者生活介護事業の主眼事　項第２のうち１(1)(3)(4)及び２は、介護予防特定施設入居者生活介護事業に準用する。◆平１８厚労令３５第２３１条、２３２条  ただし、２の(2)を除き「居宅サービス」は「介護予防サービス」　と、「介護予防サービス」は「居宅サービス」と、２の(2)の(3)(4)のただし書きを除き「特定施設入居者生活介護」は「介護予防特定施設入居者生活介護」と、「介護予防特定施設入居者生活介護」は「特定施設入居者生活介護」と、読み替える。◆平１１老企２５第４の一 | 適  ・  否 | 施設の入居定員：　人  点検時点での入居者数  人  利用者数：　　　　人  ・前年度平均値とする |
| １　指定介護予防特定施設単体運営事業所  （１）生活相談  　　員 | □　常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに１人以上であるか。◆平１８厚労令３５第２３１条第１項第１号  □　生活相談員のうち１人以上は、常勤であるか。◆平１８厚労令３５第２３１条第４項 | 適  ・  否 | 相談員氏名  （　　　　　　　　） |
| （２）看護職員  　　又は介護職  　　員 | □　看護職員（看護師又は准看護師であること。）及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに１以上であるか。◆平１８厚労令３５第２３１条第１項第２号イ  【生産性向上に取り組む施設における看護職員及び介護職員の員数の柔軟化】  □　次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は常勤換算方法で、利用者の数に10分の３を乗じて得た数の合計数が３又はその端数を増すごとに0.9以上となっているか。  　　◆平１８厚労令３５第２３１条第１項第９号  　　１　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。  　　　イ　利用者の安全及びケアの質の確保  　　　ロ　介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮  　　　ハ　緊急時の体制整備  　　　ニ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検  　　　ホ　介護予防特定施設従業者に対する研修  　　２　介護機器を複数種類活用していること。  　　３　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。  　　４　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。  □　看護職員の数は、利用者の数が30を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、１以上となっているか。  また、利用者の数が30を超える施設にあっては、常勤換算方法で、１に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上となっているか。◆平１８厚労令３５第２３１条第１項第２号ロ  □　常に１以上のサービスの提供に当たる介護職員が確保されているか。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。  ◆平１８厚労令３５第２３１条第１項第２号ハ  　◎　介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定めることであり、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにするものとする。◆平１１老企２５第３の十１（１）①準用  □　看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか１人以上は、常勤の者となっているか。◆平１８厚労令３５第２３１条第５項  　◎　看護職員及び介護職員は、要介護者等に対するサービス提供に従事することを基本とするが、要介護者等のサービス利用に支障がないときに、要介護者等以外の当該施設の入居者に対するサービス提供を行うことは差し支えない。◆平１１老企２５第３の十１（２）準用  ◎　看護職員及び介護職員は、要介護者に対してサービスを提供する者として、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられており、この措置及び上記の趣旨が運営規程において明示されていること。◆平１１老企２５第３の十１（２）準用 | 適  ・  否 | 看護職員（資格証確認）  　常勤 　　人  非常勤　　　 　人  　換算後計　　　　人  介護職員  　常勤 　　人  非常勤　　　 　人  　換算後計　　　　人  看・介合計　　　　人  ・要支援　　　 人(a)  ・ａ÷10＝必要職員数  　　　　＝　　　　人  　　　（小数点以下切上） |
| （３）機能訓練指導員 | □ １以上となっているか。◆平１８厚労令３５第２３１条第１項第３号  □　日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。  　　ただし、当該施設における他の職務に従事することは差し支えない。◆平１８厚労令３５第２３１条第６項  ◎　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。）であること。  　　◆平１１老企２５第３の十１（３）準用 | 適  ・  否 | 人数；  氏名：  資格：  兼務内容： |
| （４）計画作成担当者 | □　１以上となっているか。◆平１８厚労令３５第２３１条第１項第４号  　　（利用者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）  □　専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。  　　ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事することができる。◆平１８厚労令３５第２３１条第７項 | 適  ・  否 | 人数：  氏名：  資格：  兼務内容： |
| ２　指定特定施  　設との一体的　運営事業所  （１）生活相談  　　員 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第２の２を準用する。  　ただし、「特定施設入居者生活介護」は「介護予防特定施設入居者生活介護」と、「介護予防特定施設入居者生活介護」は「特定施設入居者生活介護」と、読み替える。  　◆平１８厚労令３５第２３１条第2項第1号 | 適  ・  否 |  |
| （２）看護職員及び介護職員 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第２の２を準用する。  ◆平１８厚労令３５第２３１条第2項第２号 | 適  ・  否 |  |
| （３）機能訓練指導員 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第２の２を準用する。  ただし、「特定施設入居者生活介護」は「介護予防特定施設入居者生活介護」と、「介護予防特定施設入居者生活介護」は「特定施設入居者生活介護」と、読み替える。◆平１８厚労令３５第２３１条第2項第３号 | 適  ・  否 |  |
| （４）計画作成担当者 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第２の２を準用する。  ただし、「特定施設入居者生活介護」は「介護予防特定施設入居者生活介護」と、「介護予防特定施設入居者生活介護」は「特定施設入居者生活介護」と、読み替える。◆平１８厚労令３５第２３１条第2項第４号 | 適  ・  否 |  |
| ３　利用者の数 | □　第２の１及び２の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。  　ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。  　　　　◆平１８厚労令３５第２３１条第３項 | 適  ・  否 |  |
| ４　管理者 | □ 施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  　　ただし、施設の管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。◆平１８厚労令３５第２３２条 | 適  ・  否 | 氏名：  兼務内容： |
| 第３　設備に関する基準  ＜法第１１５条の４第２項＞ | ※　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第３の全てを、介護予防特定施設入居者生活介護事業に準用する。  ただし、「特定施設入居者生活介護」は「介護予防特定施設入居者生活介護」と、「介護予防特定施設入居者生活介護」は「特定施設入居者生活介護」と、「介護予防サービス等基準第233条」は「居宅サービス等基準第177条」と読み替える。  ◆平１８厚労令３５第２３３条、◆平１１老企２５第４の一 | 適  ・  否 |  |
| 第４　運営に関する基準  ＜法第１１５条の４第２項＞ | ※　以下の項目を除く項目で、特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４「運営に関する基準」のうち、１から７、11、16から27、29から34及び36は、介護予防特定施設入居者生活介護事業に準用する。  ただし、「要介護状態区分」は「要支援状態区分」と、「要介護認定」は「要支援認定」と、「居宅介護支援」は「介護予防支援」と、「特定施設」は「介護予防特定施設」と、「居宅介護サービス費用基準額」は「介護予防サービス費用基準額」と、「居宅介護サービス費」は「介護予防サービス費」と、「要介護状態の程度を増進させたと認められるとき」は「要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき」と読み替える。 | 適  ・  否 |  |
| １　身体的拘束等の禁止 | □ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。◆平１８厚労令３５第２３９条第１項  □ 上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。◆平１８厚労令３５第２３９条第２項  □　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。◆平１８厚労令３５第２３９条第３項第1号  □　身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  　◆平１８厚労令３５第２３９条第３項第2号  □　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に実施しているか。◆平１８厚労令３５第２３９条第３項第3号 | 適  ・  否 | 拘束事例  人  それぞれ記録確認  「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」  委員会の開催【有・無】  （3月に1回以上）  指針の【　有・無　】  研修の【　有・無　】 |
| ２　記録の整備 | □ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  ◆平１８厚労令３５第２４４条第１項  □ 利用者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。  ◆平１８厚労令３５第２４４条第２項  　ア　介護予防特定施設サービス計画  イ　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の５を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録  　ウ　本主眼事項第４の１に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  エ　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の20を準用する結果等の記録  オ　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の16を準用する市町村への通知に係る記録  カ　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の30を準用する苦情の内容等の記録  キ　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の31を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 適  ・  否 | 誤った請求があったときに５年間遡って点検することになるため、左記記録を５年間保存すること。 |
| 第５　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  １　指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針 | □ 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。◆平１８厚労令３５第２４６条第１項  □ 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。  ◆平１８厚労令３５第２４６条第２項  ◎　提供されたサービスについては、介護予防特定施設サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならない。  ◆平１１老企２５第４の三８（１）④  □ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。◆平１８厚労令３５第２４６条第３項  □ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。◆平１８厚労令３５第２４６条第４項  ◎　「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。◆平１１老企２５第４の三８（１）③  □ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。◆平１８厚労令３５第２４６条第５項 | 適  ・  否 | 自主点検の有・無 |
| ２　指定介護 1  　予防特定施  　設入居者生  　活介護の具  　体的取扱方  　針  2  3  4  5  6  7  8  9 | □ サービスの提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握しているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第１号  □ 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議のうえ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成しているか。  ◆平１８厚労令３５第２４７条第２号  □ 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第３号  ◎　実施状況や評価についても説明を行うこと。◆平１１老企２５第４の三８（２）②  □ 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第４号  □ サービスの提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。  ◆平１８厚労令３５第２４７条第５号  □ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第６号  □ 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第７号  □ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行っているか。  ◆平１８厚労令３５第２４７条第８号  □ 1から7までの規定は、8に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用しているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第９号 | 適  ・  否 | ツール：  アセス実施方法  ・ケアマネ実施  ・担当者実施、ケアマ  　ネがチェック  ・職種ごとで項目を分  　担して実施  ・その他  計画の内容確認  説明の方法確認  同意は文書か  交付したことが記録で  確認できるか  モニタリングの実施状  況確認 |
| ３ 介護 | □ 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。  ◆平１８厚労令３５第２４８条第１項  ◎　介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施すること。◆平１１老企２５第４の三８（３）①  □ 自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行っているか。◆平１８厚労令３５第２４８条第２項  □ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。◆平１８厚労令３５第２４８条第３項  □ 事業者は、上記のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。◆平１８厚労令３５第２４８条第４項 | 適  ・  否 | 記録で確認できるか  トイレ利用者 人  ポータブル 人  おむつ 人 |
| ４　健康管理 | □　施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。◆平１８厚労令３５条第２４９条 | 適  ・  否 |  |
| ５　相談及び援助 | □　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。  ◆平１８厚労令３５条第２５０条  　◎　社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続等に関する情報提供又は相談である。  ◆平１１老企２５第４の三８（４） | 適  ・  否 |  |
| ６　利用者の家族との連携等 | □　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。◆平１８厚労令３５条第２５１条  　◎　利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。◆平１１老企２５第４の三８（５） | 適  ・  否 |  |
| ７　機能訓練 | □　利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。◆平１８厚労令３５条第２５２条 | 適  ・  否 | 実施状況確認  加算ある場合は個別リ  ハ記録確認 |
| 第６　変更の届出等  ＜法第１１５条の５＞ | 当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の22で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都府知事に届け出ているか。 | 適  ・  否 |  |
| 第７　介護給付費の算定及び取扱い  ＜法第５３条第２項＞  １　基本的事項 | □　サービスに要する費用の額は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。  　　ただし、事業者が事業所ごとに指定単位数より低い単位数を設定する旨を、市に事前に届出を行った場合は、この限りではない。  ◆平１８厚労告１２７の一  □　事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。◆平１８厚労告１２７の二  　※　１単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合（別表２）を乗じて得た額とする。  □　１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。◆平１８厚労告１２７の三 | 適  ・  否 |  |
| ２　算定基準  　介護予防特定施設入居者生活介護費 | □　指定介護予防特定施設において、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合に、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。◆平１８厚労告１２７別表８ | 適  ・  否 |  |
| ３　従業者の員数が基準を満たさない場合の算定 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の３を準用する。 | 適  ・  否 | 【　事例の有・無　】 |
| ４　身体拘束廃止未実施減算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の４を準用する。 | 適  ・  否 | 【　事例の有・無　】 |
| ５　高齢者虐待防止措置未実施減算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の５を準用する。 | 適  ・  否 | 【　事例の有・無　】 |
| ６　業務継続計画未策定減算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の６を準用する。 | 適  ・  否 | 【　事例の有・無　】 |
| ７　生活機能向上連携加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の８を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| ８　個別機能訓  　練加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の９を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| ９　若年性認知症入居者受入加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の12を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| 10　協力医療機関連携加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の13を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| 11　口腔・栄養スクリーニング加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の14を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| 12　科学的介護推進体制加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の15を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| 13　退居時情報提供加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の17を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| 14　認知症ケア専門加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の19を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| 15　高齢者施設等感染対策向上加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の20を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| 16　新興感染症等施設療養費 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の21を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| 17　生産性向上推進体制加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の22を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| 18　サービス提供体制強化加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の23を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| 19　介護職員等処遇改善加算 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の24を準用する。 | 適  ・  否 | 【　算定の有・無　】 |
| 20　サービス種類相互の算定関係 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第６の27を準用する。 | 適  ・  否 | 【　事例の有・無　】 |